参考資料

内閣府　副大臣
辻　清人　様

国の施策等に関する
提案・要望書

（令和７年７月）

鳥　取　県

いわゆる性的ディープフェイクによる子どもたちの性被害・性的搾取への対応について

《提案・要望の内容》

〇生成 AI 技術を利用するアプリ等を用いて実在する子どもの画像を加工し、本人の顔が分かる状態で性的な合成画像を作成して SNS 等を通じて第三者に共有する行為が日本においても社会問題となっている。自らの画像を無断で性的画像に加工されることは、被害者にとって深刻な性的搾取かつ人権侵害であり、子どもであればなおさら、その心身の健全な成長に深刻な影響を与えうるものである。

〇現行の児童ポルノ法(※)は、実在する児童の性的自由を保護していると解されるところ、このような行為は同法の規制対象とされるべきであるにもかかわらず、実際の摘発においては必ずしも厳正に取り締まられていない。

〇国は、児童ポルノ法に規定する児童ポルノの定義について、生成 AI 等により作成された性的画像であって顔部分が実在する児童の顔であると認識できる描写であれば「実在する児童の性的描写」である児童ポルノとして処罰対象になりうることについて国民への周知を徹底するとともに、法律に基づき厳正に取り締まること。

〇児童に対する性的搾取の防止について、国民に周知啓発するとともに、政府全体で未然防止策及び被害救済策を検討し、有効な対策を講じること。

(※)児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）

＜現状・要望＞

〇民間のネットパトロール団体等によると、「ここのところ性的ディープフェイクが爆発的に広がっていると感じており、偽画像だけでなく、動画や音声まで見かけるようになってきた」という声が聴かれるほか、子どもが加害者となっている事例やいじめ・脅迫にこうした画像が使われている事例も確認されている。

〇また、性的ディープフェイクに関する相談や通報などが国内で相次いでいて、警察が去年１年間に把握した事案が 100 件以上にのぼり、このうち、生成 AI を悪用して作成されたものと確認できた事案は少なくとも 17 件あり、15 件は同級生などの知人によって作成されたもので、検挙に至った事案もあったことが報じられている。

〇実在する児童の顔を用いた性的画像は、たとえその一部が生成 AI により加工・合成されたものであっても、それによって現に子どもの性的搾取をされない権利が侵害されており、児童ポルノ法により取り締まられるべきと考えられるが、現行の運用においては、被害者から警察に訴えがあっても、こうした画像が取り締まられないという実情があると認識。また、被害者が子どもである場合、名誉毀損や肖像権侵害による訴訟提起も困難である場合が大半であると考えられる。

〇国におかれては、現に起きている被害の深刻さと、子どもがこうした状況の被害者・加害者・傍観者になることがその心身の成長にもたらす悪影響を踏まえ、児童ポルノ法の趣旨に則ってこうした画像を厳正に取り締まるとともに、子どもの性被害について国民により積極的かつ丁寧な周知啓発を行っていただきたい。

＜本県の取組＞

〇鳥取県においては、青少年を性的ディープフェイクの被害者にも加害者にもさせないため、青少年健全育成条例を改正し、児童ポルノ等の定義について、「生成ＡＩその他の情報処理に関する技術を利用し、青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録及びその記録媒体を含む」ことを県の解釈として明確化した上で、児童ポルノ等の作成、製造及び提供を禁止した。（令和７年４月１日施行）

〇さらに実効性を確保するため、これらの禁止規定に違反した者に対する児童ポルノ等の廃棄命令や罰則（過料）を新設し、対策を充実強化するとともに、被害児童に対する財政措置を含めた支援を県の責務として条例に規定し、被害者救済の体制整備を図ることとした。（７月４日公布、８月４日施行）なお、この改正において、鳥取県議会から次のとおり附帯意見が付されており、議会を含めた県の総意として強く要望するものである。

〔６月県議会における「鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案」に対する附帯意見（抜粋）〕

国に対し、法で規制される児童ポルノについて、生成ＡＩ等により作成されたものも対象になることを明確化し、厳正な取締りを行うよう、引き続き、強く働きかけること。

子どもたちが閲覧するサイト等に性的広告が表示されない仕組みづくりについて

《提案・要望の内容》

〇子ども家庭庁の調査によると、青少年のインターネット利用率が 98%を超え、小学生の 70%以上、中高生の 95%以上が自分専用のスマートフォンを所持している中、子どもたちが閲覧するウェブサイトやＳＮＳに性的な内容を含む広告の表示が相次ぎ、保護者等の間でも懸念が広がっている。

〇インターネット上の有害情報の青少年への閲覧・視聴制限については、青少年インターネット環境整備法(※)により、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年が使用する特定携帯電話端末等を販売する際に、保護者から申出があった場合を除き、フィルタリング有効化措置を講じなければならないこととされているが、広告は一般的なフィルタリングソフトでは必ずしも遮断できないという技術的な課題もある。

〇このような状況の下、文部科学省の 2023 年調査によると、１人１台ずつ配布されている学習用端末に関し、不適切な広告表示について、6.3%の自治体が、学校や保護者から相談が「ときどきあった」と回答しており、学習環境において、子どもたちが意図せず性的広告を目にしてしまう事案が生じている。

〇業界の自主規制の動きも出始めている中、このような環境から子どもたちを守るため、国の責任において、性的広告表示の実態把握やこうした広告がもたらす影響に関する調査を行うとともに、子どもたちが閲覧するサイト等に性的広告が表示されない仕組みづくりについて、省庁横断的に有効な対策を講じること。

※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）

＜現状・要望＞

〇鳥取県青少年健全育成条例においては、青少年が閲覧・視聴することを防止すべき「有害情報」の一類型として「青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのある」情報を規定しており、保護者やインターネット事業者等は、青少年が利用するスマートフォンにフィルタリング機能を実装させること等により青少年の有害情報閲覧を防止する努力義務又は義務が課せられている。

〇ただし、いわゆるアダルトサイトと異なり、健全なサイトやアプリに無秩序に表示される性的広告はフィルタリング機能によっては非表示とすることができず、子どもが学校で使用するタブレットにおいても表示される場合があると把握している。こうした問題については、県内保護者からも改善の声があるほか、国全体で見ても、日本インタラクティブ広告協会に児童の保護者等から約 10 万人分の署名が提出されるなど、大きな社会問題となっていると承知。

〇こうした声の広がりを受けて、同協会は本年５月、会員企業に対して、性的な表現を含む広告の配信について対応策を講じるよう注意喚起を行ったと報じられている。また、日本広告審査機構（JARO）から指摘を受けて、電子コミック配信大手により構成される「日本電子書店連合」が、性的表現を含む広告の全年齢向けサイトへの出稿を４月末から停止したとも報じられており、業界における自主規制の動きが出てきたと認識している。

〇例えばイギリスでは、広告基準協議会（ASA：Advertising Standard Authority）が市民からの広告内容に関する苦情を受け付け、審査の結果不適切と判断されれば広告主に広告撤去を命じる仕組みがある。こうした海外事例等も参考に、日本においても、性的広告表示についてインターネット広告業界全体に向けてさらなる自主規制の強化を促すことや、ネット広告の表示を閲覧主体に応じて制御する技術的対応策の検討等、国として対策を講じていただきたい。

＜本県の取組＞

〇鳥取県青少年健全育成条例において、青少年が就労しており業務に著しい支障を生ずる等の正当な理由がある場合以外においては、青少年が用いるスマートフォンにはフィルタリング有効化措置を講じなければならないこととしており、インターネット環境整備法に上乗せしてフィルタリング設定を原則としている。

〇情報リテラシーや児童心理、学校関係者等の有識者を構成員とする「子どもたちを守るためのインターネット・SNS 適正利用推進専門家チーム」を５月に立ち上げ、年末にかけて、児童生徒の年齢・発達段階に応じた SNS 利用に関する啓発物の作成のほか、メディアリテラシーを子どもに指導する保護者や学校関係者への後方支援策、性的広告の非表示対策等について検討を行う予定。